

# I 総括

## 1 計画処理区域の面積及び人口

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村は区域内における一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととなっており、県内の全市町（14市9町）（令和5年3月31日現在）が一般廃棄物処理計画を定め、区内全域を計画処理区域としている。

広島県（以下、「本県」という。）における計画処理区域の面積及び人口は、表1-1のとおりである。

表1-1 計画処理区域の面積及び人口

（令和4年10月1日現在）

面積（国土地理院）	人 口	（ 内 外国人人口 ）
8,479.00 km <sup>2</sup>	2,775,311 人	（ 53,959 人 ）

※平成24年度から外国人住民について、住民基本台帳制度の対象となったため人口に外国人住民も含まれている。

## 2 処理体制

本県における市町のごみ及びし尿の処理体制は、表1-2のとおりである。

表1-2 本県の処理体制（令和4年度）

市町名	ごみ処理体制		し尿処理体制
	可燃ごみ	その他	
広島市	単独処理	単独処理	単独処理（一部安芸地区衛生施設管理組合）
呉市	単独処理	単独処理	単独処理
竹原市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
三原市	単独処理	三原広域市町村圏事務組合	単独処理
尾道市	単独処理	単独処理	単独処理
福山市	単独処理	単独処理	単独処理
府中市	単独処理	単独処理	単独処理
三次市	単独処理	単独処理	単独処理
庄原市	単独処理	単独処理	単独処理
大竹市	単独処理（廿日市市で焼却）	単独処理	単独処理
東広島市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
廿日市市	単独処理	単独処理	単独処理
安芸高田市	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
江田島市	単独処理（呉市で焼却）	単独処理	単独処理
府中町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
海田町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
熊野町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
坂町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
安芸太田町	単独処理（広島市で焼却）	単独処理	単独処理（広島市で処理）
北広島町	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
大崎上島町	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
世羅町	単独処理（三原市で焼却）	三原広域市町村圏事務組合	単独処理
神石高原町	単独処理	単独処理	単独処理

なお、呉市は、愛媛県今治市から旧関前村区域に係るごみ及びし尿の処理を受託している。

大竹市は、山口県和木町からし尿の処理を受託している。

### 3 収集及び処理状況

#### (1) 処理状況

令和4年度の県内の市町及び一部事務組合における廃棄物の処理状況は、表1-3のとおりである。

県内におけるごみの収集量は786,697tで、処理施設等への直接搬入量は74,697tで、合計すると861,394tである。県外からの受託量は108tであり、処理量の合計は861,502tである。(計量値の差や水分の蒸発などの理由により、排出量と処理量は一致しない。)

県内におけるし尿の収集量は593,174k1で、これに県外からの受託量530k1を加えた処理量は593,704k1である。

表1-3 ごみ及びし尿の処理状況(令和4年度)

区分	収 集 量	直接搬入量	排出量合計	県外からの受託	処 理 量
ごみ(単位:t)	786,697	74,697	861,394	108	861,502
し尿(単位:k1)	593,174	—	593,174	530	593,704

#### (2) 処理量の推移

ごみ及びし尿の処理量の推移は、表1-4のとおりである。

令和4年度は前年度に比べ、ごみ処理量は2.2%、し尿処理量は3.3%減少した。

表1-4 ごみ及びし尿の処理量の推移(平成30年度~令和4年度)

区 分 \ 年 度	H30	R1	R2	R3	R4
ごみ(単位:t)	910,140	911,026	886,891	881,222	861,502
し尿(単位:k1)	628,272	622,458	620,826	613,936	593,704

(注) 数値は県外からの受託分を含む。

詳細については、「Ⅱ ごみ」及び「Ⅲ し尿」の章において示す。



## (2) 処理経費

ごみ 1t 当たりの処理経費は 41,851 円/t、し尿 1kl 当たりの処理経費は 8,235 円/kl で、それぞれの推移は、表 1-6 のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{ごみ 1t 当たりの処理経費} &= \frac{\begin{array}{r} \text{ごみの処理及び維持管理費(分担金を除く)} \quad - \quad (\text{車両等購入費} + \text{調査研究費}) \\ 36,171,727 \text{ 千円} \quad \quad \quad - \quad \quad 117,081 \text{ 千円} \end{array}}{\text{ごみの処理量} \quad 861,502 \text{ t}} \\ \\ \text{し尿 1kl 当たりの処理経費} &= \frac{\begin{array}{r} \text{し尿の処理及び維持管理費(分担金を除く)} \quad - \quad (\text{車両等購入費} + \text{調査研究費}) \\ 4,895,039 \text{ 千円} \quad \quad \quad - \quad \quad 5,929 \text{ 千円} \end{array}}{\text{し尿の処理量} \quad 593,704\text{kl}} \end{aligned}$$

表 1-6 ごみ及びし尿の単位当たりの処理経費の推移 (平成 30 年度～令和 4 年度)

区 分 \ 年 度	H30	R1	R2	R3	R4	全国平均 (令和4年度)
ごみ 1t 当たりの 処理経費 (円/t)	37,404	36,700	38,737	39,348	41,851	42,237
し尿 1kl 当たりの 処理経費 (円/kl)	7,477	7,602	8,788	7,904	8,235	8,978

令和 4 年度におけるごみ 1t 当たりの処理経費及びし尿 1kl 当たりの処理経費は前年度よりも増加した。

## (3) 事業経費

ごみ 1t 当たりの事業経費は 72,122 円/t、し尿 1kl 当たりの事業経費は 9,109 円/kl で、それぞれの推移は、表 1-7 のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{ごみ 1t 当たりの事業経費} &= \frac{\text{ごみの事業経費(分担金を除く)} \quad 62,133,394 \text{ 千円}}{\text{ごみの処理量} \quad 861,502 \text{ t}} \\ \\ \text{し尿 1kl 当たりの事業経費} &= \frac{\text{し尿の事業経費(分担金を除く)} \quad 5,407,773 \text{ 千円}}{\text{し尿の処理量} \quad 593,704\text{kl}} \end{aligned}$$

表 1-7 ごみ及びし尿の単位当たりの事業経費の推移 (平成 30 年度～令和 4 年度)

区 分 \ 年 度	H30	R1	R2	R3	R4	全国平均 (令和4年度)
ごみ 1t 当たりの 事業経費 (円/t)	55,385	44,774	66,306	62,679	72,122	55,419
し尿 1kl 当たりの 事業経費 (円/kl)	9,560	10,861	13,409	10,947	9,109	11,189

令和 4 年度のごみ 1t 当たりの事業経費は増加した一方、し尿 1kl 当たりの事業経費は前年度よりも減少している。今後、これらの事業経費は老朽化した施設の更新や改良等に伴い増大すると考えられる。

## 5 廃棄物処理事業従事職員

本県の一般廃棄物処理事業の職員数は、表1-8のとおりである。

廃棄物処理事業従事職員数は873人である、そのうち、ごみ処理事業に従事している職員は785人、し尿処理事業に従事している職員は98人である。

一般廃棄物処理事業にかかわる職員数の推移は、表1-9のとおりである。

表1-8 一般廃棄物処理事業の職員数（令和4年度）

（単位：人）

区 分	ご み			し 尿			合 計		
	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計
市	298	431	729	46	28	74	344	459	803
町	15	10	25	3	3	6	18	13	31
一部事務組合	31	0	31	18	0	18	49	0	49
計	344	441	785	67	31	98	411	472	883

表1-9 一般廃棄物処理事業の職員数の推移（平成30年度～令和4年度）

（単位：人）

年 度 区 分	H30	R1	R2	R3	R4
一 般 職	543	426	406	402	411
技 能 職	443	515	512	497	472
計	986	941	918	899	883